

栄政第268号
平成22年6月28日

横浜環状道路対策連絡協議会
会長 比留間 哲生 様

横浜市栄区長 光田 清隆

平成22年3月26日付東京地方裁判所民事部宛ての訴状について

標記訴状にある「栄区まちづくり行動計画」に関する記述について、事実と異なること及び、栄区として看過し難い主張が見受けられましたので、それらにつきまして以下に述べます。

- 1) 栄区民の多くは南線建設に反対であることは“栄区まちづくり行動計画検討委員会の議事録を見れば明らかである”ということについて【P.19 ㉒.3~5】

検討委員会では、賛否に差はなく、“栄区民の多くは南線建設に反対であることが明らか”という状況ではなかったと認識しています。

※注) 自動車専用道路に関する意見

“必要”・・・3件

“不要”・・・3件

“計画を変更(車線数を6車線から4車線に)すべき”・・・1件

“道路整備が進められていることを前提にまちづくりを考えるべき”・・・1件

- 2) 1)を理由として行動計画原案に“賛否両論がある”という表現にしたということについて【P.19 ㉒.12~14】

“賛否がありますが・・・”という表現は、検討委員会前に作成公表した行動計画素案から記載しているものであり、検討委員会での意見によって記載したものではありません。

- 3) 「原案に対する意見一覧」に掲載された意見および検討委員会の意見の結果は“栄区民の大多数が横浜環状南線の建設に反対していることを示すものである”としていることについて【P.19 ㉒.24~P.20 ㉓】

原案に対する南線反対の意見は、行動計画策定過程で反対を主張してきた方々からの繰り返しの意見もあると考えています。この「原案に対する意見一覧」および検討委員会の意見のみをもって「栄区民の大多数が反対していることを示すものである」とするのは、どういう根拠に基づくものなのか、不明確であると考えます。

- 4) “南線建設反対の区民の意見は計画発表以来一貫して変わっていない“ということについて【P. 20 ㊦. 14~15】

計画発表時に反対していた区民の中には、現在は反対を続けることを疑問視し、行動を見直す動きもあり、一貫して変わっていないわけではないと認識しています。

- 5) 行動計画原案に事業評価監視委員会における判断が掲載されたことに関して、事業者と栄区の間には何らかの連絡があったのではないかとということについて【P. 20 ㊦. 23~26】

事業評価監視委員会の判断は、新聞等で報道されているものであり、栄区と事業者とが、連絡を取り合って掲載したものではありません。

- 6) 栄区長は行動計画作成段階において区民の大多数は南線に反対であると承知していたはずであるということについて【P. 20 ㊦. 26~28】

行動計画策定過程で建設反対を主張してきた方々から繰り返しの反対意見がありましたが、行動計画策定過程で区民の大多数が南線に反対しているとは考えていません。むしろ、行動計画策定を通じて、今後、より多くの区民の皆さんに事業の必要性や現在の進捗、今後の予定などの情報について浸透を図っていき、住民の合意形成を高めていくことが必要と認識したところです。

以上